

## 大学自治の廃棄を策す学校教育法・国立大学法人法改正に反対する声明

2014年6月14日  
公教育計画学会理事会

### 1. 「学問の自由」と「大学の自治」を根幹から揺るがす「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」

2014年4月末、安倍内閣は、学問の自由と大学の自治を根幹から揺るがす「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」（以下、『改正案』と略）を国会に提出し、現在審議がされている。同案は、前年に公表された教育再生実行会議の「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）平成25年5月28日」、中央教育審議会大学分科会の「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）平成26年2月12日」を受け、教授会の権能制限、経営協議会の外部委員加増、学長選考基準の設定等を主な内容とする。

### 2. 学校教育法改正案の問題点：教授会の地位変更と権限剥奪・縮小

現行の学校教育法は、教授会を「重要な事項を審議するため」の必置機関と定める（93条1項）。つまり、教授会は、研究・教育・人事・施設・財政といった大学の管理及び運営全般について審議、裁断する権能を有する。これに対して今回の改正案は、教授会を単に学生の入学・卒業・修了・学位授与の他、学長が必要と認めた教育研究に係る重要事項につき、学長の決定に際し意見を述べるのみの諮問機関に降格しようとしている。これは、「大学の自治」を担う中枢的な意思決定機関としての教授会の地位を変更させ、その審議権を大幅に制約し、よって「学問の自由」を形骸化させようとする重大な改定である。

日本国憲法が保障する「学問の自由」に関しては（第23条）、東大ポポロ事件最高裁判決が示すように（最大判1963年5月22日刑集17巻4号370頁）、伝統的にその制度的保障として「大学の自治」が認められている。そして、「大学の自治」は具体的に、人事の自治・学生管理の自治・施設管理の自治・財政の自治を意味し、これら自治の第一義的な主体として教授会が存在するのである。先に挙げた中教審の提言は「教授会の審議事項が大学の経営に関する事項まで広範に及んでおり、学長のリーダーシップを阻害しているとの指摘がある」とするが（27頁）、そもそも「学問の自由」という権利は、広く市民に開かれた権利であると同時に、とりわけ大学における学問が、公権力からの不当な干渉や外部の社会的圧力から自由であるべきこと、そして、内部の上級者による介入を排除されることをも保障したものである。「ガバナンス」という名目で学長のトップダウン型意思決定を強化して、教授会から自治権を縮小ないし奪った上で、教員を決められた学内業務に主体的に協力するだけの統治の客体とする改正案は、憲法違反と言わねばならない。

### 3. 国立大学法人法改正案の問題点：学長選考基準の新設、経営協議会の外部委員増員

国立大学法人法改正案は、一つに、「学長選考基準」の設定及び公表を義務づけようとする。法人化により、国立大学の学長は、学外委員が半数にも達する学長選考会議において選出されることとなったが、資格につき「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と定めるのみである（12条7項）。

改正案によれば、学長選考会議が同基準の制定権を有することとなり、看過し難い問題である。なぜなら、同基準において、大学構成員の意思を全く汲まずに学長を選出する方式を定めたりすることも可能になるからである。現在、意向投票は95%程度の大学で実施しているとされるが、東北大学のように廃止した例もある。あるいは、結果が2位以下であった者を学長に選出した大学は、訴訟に発展した高知大学を初め枚挙に暇がない。このような問題状況はいずれも、学長選考基準の設定如何では、正統化し得るのである。

もう一つの問題点は、経営協議会の外部委員増員である。「経営に関する重要事項を審議する」同会の委員は、2分の1以上を学外者が占めなければならないが（20条）、改正案はそれを過半数にまで増やそうとする。

従来、外部委員には、財界人や地方公共団体の首長、官僚出身者が就任するのが通例となっている。この増員によって、大学運営にはよりいっそう経営の論理が持ち込まれ、目先の費用対効果が重視されることで「学問の自由」とそれが担保する基礎的研究などが脅かされる危険性がある。また、増員される外部委員の意見が大学運営に強く反映されることになれば、教育研究の政治的利用が進みかねず、経営戦略とは必ずしも関係のない創造的で意欲的な教育活動は委縮してしまう可能性もある。

以上のように、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」は、政・財界の意図を色濃く反映する一連の大学「改革」の奔流にあつて「学問の自由」と「大学の自治」を根幹から脅かすもので、本学会理事会は、断固として反対する。真理探究の場としての大学を保持するべく、学内外からのあらゆる不当な干渉・統制を排し、教授会自治を基盤とした自由で民主的な大学運営を確保することこそが、大学が本来の役割を果たして社会に貢献しうる条件にほかならない。